

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度保険料のお支払いと
保険証（被保険者証）の一齐更新について

7月に保険料額をお知らせします

平成29年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	---

- 1年間の保険料の限度額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	⇒	9割軽減	【年額】 4,980円
33万円	⇒	8.5割軽減	【年額】 7,471円
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	⇒	5割軽減	【年額】 24,904円
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	⇒	2割軽減	【年額】 39,847円

※ 平成29年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

※ 平成29年度から、所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更されました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が**7割軽減**となります。(49,809円→14,942円)

※平成29年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、町民生活課医療給付係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。